

# 国道24号沿道の32<sup>ヘクタール</sup>の農地をつぶす産業立地計画 広大な敷地を物流センターが占める・ 農業生産額も把握せず 農地振興策は後回しで推進

宇治市は現在、「国道24号沿道地区」（安田町五反坪、安田町鞆飼田、伊勢田町西遊田）の農業用地を、産業用地として確保して活用する計画を進めています。その進捗状況を、2つの常任委員会に報告しました。

市が産業立地を進める区域は、本来、農業振興地域で土地利用転換ができないエリアです。

そのため市は、国の地域未来投資促進法（以下「促進法」）を活用し、重点促進区域として約32<sup>ヘクタール</sup>を確保し、そのうち約16<sup>ヘクタール</sup>を土地利用区域として

設定しています（左図参照）。

市は、昨年8月、京都府を通じて国に「促進法」に基づく基本計画を提出し、同年9月、国の同意を得たと10月に開催された市民環境常任委員会に報告しました。

この計画を進めるためには都市計画マスタープランの変更が必要ですが、市は、産業戦略と並行して、都市計画審議会でもマスタープランの変更もすすめてきました。

市は、8月19日に開催された産業・人権環境常任委員会、同月30日に開催された建設水道常任委員会に、「促進法」に基づく進捗状況を報告しました。

質疑の中で、企業誘致については、10社から立地を希望する応募があった、その内の1社は物流施設で、残り9社は市内と市街の業者が半々であると報告しました。

また、産業エリアとして32<sup>ヘクタール</sup>もの農地を廃止するにも関わらず、当該地の農業生産額を掴んでおらず、農地の廃止に見合う農業振興

策は全く未定です。

広大な農地を廃止するのにも、市の農業を担う農業委員会の意見も聞いていません。都市計画審議会での審議の中で、「いびつな形で農地を切り離せば、農地が死んでしまう」、「市は本当に農業を大事にする気があるのか」など、厳しい意見が出されています。

市は、計画の目的を、「市内の事業者から、もっと広い敷地が必要」「定住人口を促進する」「市経済の振興のため」などと説明しています。しかし、計画地の半分以上を物流センターが占め、本当に産業振興になるのでしょうか。

小倉干拓地は、長年、農業が営まれ、多様な生物が生息し、雨水を涵養する地です。温暖化の被害が多発している時、緑の保水地を潰していいのでしょうか。

## 「国葬」中止、統一協会 徹底説明を



### 日本共産党

議員団だより 22.9.11  
 Te L : 22 - 3141  
 Fax : 24 - 7884



ご意見を！